

出産育児一時金（海外出産）の申請に必要な書類

① 出産育児一時金申請書

→ 市役所窓口で記入します。

② 医療機関で発行された出産費用を証明する書類（明細書・領収書。日本語訳添付）

→ 必ず「出産に係る費用」であることが分かるもの。日本語訳はご自身でしたものでも結構です。

③ 出生証明書（領事館や医療機関で発行されたもの。日本語訳添付）

→ 日本語訳はご自身でしたものでも結構です。既に玉野市の戸籍作成のため使用している場合は不要。既に海外の住民登録のため使用している場合は、その証明書が必要。

④ 世帯主の銀行口座（国内）が分かる通帳等

→ 世帯主以外の銀行口座に入れる場合は、委任状が必要です。

⑤ 印鑑

→ 認印で結構です。

⑥ 「被保険者（出産した人）」のパスポート原本

→ 玉野市国民健康保険は「玉野市に住民票があり、かつ、居住実態がある人」に適用されるため、出入国履歴より居住実態を確認させていただきます。

①～⑥がすべて揃っていることを確認のうえ、受け付けします。

申請の期限は出産した翌日から2年以内です。

○ 参考

国民健康保険の加入対象者については、国民健康保険法の第5条に、「市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。」となっています。

通常、「玉野市内に住所を有する方」は、住民基本台帳に登録をしている方になりますが、住民基本台帳に登録をされたまま他の地域に住んでいる場合もあります。こうしたケースでは玉野市民とみなさない場合があります。

このように、住民票が玉野市に置いたままであっても、居住の実態がない方や、一時的に日本に帰国し、本拠は海外にある方については、玉野市の国民健康保険の資格は適用とはなりません。

基本的には、1年以上日本に居住実態があることが住所を有するものと判断することとなっています。（住民票があることが要件とはなりません。）